全建事発第 134 号 令和 3 年 1 月 15 日

各都道府県建設業協会 専務理事・事務局長 殿

> 一般社団法人全国建設業協会 専務理事 山崎篤男 〔公印省略〕

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域の 変更(令和3年1月13日)に伴う工事及び業務の対応について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。 さて、令和 3 年 1 月 7 日の緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応 については、1 月 13 日付け全建事発第 133 号にて通知したところですが、この 度、1 月 13 日に、内閣総理大臣より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置の対象として 2 府 5 県 (栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県)が追加されたことを受け、国土交通省より別添のとおり、緊急事態措置を実施すべき区域の変更を踏まえた対応について通知がありました。

また、同対応にかかる地方整備局等、地方公共団体及び民間発注者団体に対する通知も参考添付されていますので、併せて、貴会会員企業の皆様に対して周知賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上

(担当) 事業部 堤 TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp